

災害中間支援組織の設置及び運営等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「乙」という。）、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下「丙」という。）は、災害時等における連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、NPO等の支援団体による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われ、もって、被災者の避難生活等への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち災害救助法が適用される大規模な災害とする。ただし、これ以外の場合であっても、甲、乙及び丙が協議のうえ対象とすることができるものとする。

（災害中間支援組織の設置）

第3条 甲及び乙は、県内で災害が発生した際に、被災者支援活動が効果的に行われるよう、支援に携わる県内外の多様な団体の平時からの連携促進、活動支援・調整及び支援環境の整備を図ることを目的とする災害中間支援組織を設置する。

（平時の連携・協力）

第4条 甲、乙及び丙は、平時から、災害中間支援組織の運営にあたり、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）災害対応力の強化に向けた人材発掘・育成
- （2）県内におけるNPO等の支援団体の活動強化及びネットワーク化の推進
- （3）県外の災害中間支援組織やNPO等の支援団体とのネットワーク化の推進
- （4）被災者支援に関わる団体及び県民の受援力向上のための啓発
- （5）その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第5条 甲、乙及び丙は、災害時において、災害中間支援組織の運営にあたり、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）速やかかつ能動的な被災状況の把握、情報共有
- （2）自らの活動状況及び予定に関する情報の共有
- （3）発災直後からの被災者への支援に関する協力
- （4）NPO等の支援団体の受入調整等に関する協力
- （5）復旧・復興期を通じて変化する被災者のニーズや課題への対応
- （6）その他目的達成のために必要な事項

（協議）

第6条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも、書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

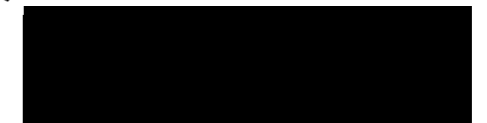
本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、及び丙は、署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月12日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事



乙 高知県高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
会長



丙 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル267-B
特定非営利活動法人
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
代表理事

